

第1回宿泊税に関する調査検討委員会 議事要旨

日時 : 平成30年10月3日(火) 13時30分～16時00分

場所 : 福岡市役所15階 1504会議室

(1) 開会のあいさつ

(事務局)

委員のみなさまがお揃いになりましたので、これから会議を始めさせていただきます。

なお、本日、山下委員におかれましては、別件のため、WEB通信で13時50分までの参加となっておりますので、後程お時間を取りまして、ご意見を先にいただくこととしておりますので、あらかじめご了解をお願いします。

それでは、会議に差し当たりまして、副市長の貞刈より、ご挨拶申し上げます。

(貞刈副市長)

福岡市副市長の貞刈でございます。本委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

このたびは、皆様お忙しい中、委員への就任を快く引き受けていただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

さて、本市は古来よりアジアとの交流の窓口並びに外交及び貿易の拠点として世界とつながり独自の文化と個性を育んで国際交流都市として発展してきました。現代においても、福岡空港や博多港、博多駅が立地し、多くの人、モノが行き交う九州のゲートウェイ都市として、都市としての魅力向上に加え、MICEの推進など独自の受入環境整備に取り組んでおり、多くの観光客、ビジネス客の方に来訪いただいております。

アジアのリーダー都市を目指す福岡市にとって、観光振興による集客交流人口の増大は不可欠であり、今後もさらなる観光振興を進める必要がある中、観光客の増加に伴い、様々な市民生活上の課題が生じております。このような状況を受け、今年3月から市議会の有志議員により、本市の今後の観光振興のあり方について検討が重ねられてきました。

そして、先月の平成30年第4回福岡市議会定例会におきまして、福岡市が講ずべき観光、MICE施策とともに、その財源として「宿泊税を課する」と規定された「福岡市観光振興条例」が議員提案され可決、成立したところです。

本市としましては、市民の付託を受けた市議会がこの条例が可決されたことを重く受け留めまして、宿泊税の導入に向けて速やかに具体的な検討を行うことを決定し、本委員会を設置させていただいたところです。

委員の皆様におかれましては、今後の福岡市の観光振興のために、宿泊税の使途として具体的にどのようなことが考えられるのか、また、福岡市にふさわしい宿泊税の税率や徴収方法とはどういうものかなど、それぞれご専門の立場から忌憚のないご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(2) 各委員の自己紹介

(事務局)

続きまして、本委員会における出席委員の紹介をいたしますので、各委員より一言ずつご挨拶をお願いいたします。

(委員)

福岡市ホテル旅館協会の会長をしております金子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

福岡観光コンベンションビューローの合野でございます。よろしくお願いいたします。

(委員)

同志社大学法学部で税法を担当しております田中でございます。よろしくお願いいたします。

(委員)

今日はすみません。そちらに参加できず申し訳ございませんけれども、JTB総合研究所の山下でございます。後ほど、よろしくお願いいたします。

(3) 委員長及び副委員長の選任について

(司会)

それでは、次に次第(3)委員長及び副委員長選出となりますので、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

ご説明いたします。本検討委員会の設置要綱をご覧ください。

設置要綱第4条の規定では、「委員の互選により選出するものとする。」とされております。

よって、委員長をご選任いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。ご推薦などあればお願いいたします。

(委員)

田中委員を委員長に推薦したいと思います。

(異議なしとの声)

(事務局)

それでは、委員長は田中委員にお願いしたいと存じます。田中委員いかがでしょうか。

(委員長)

誠に光栄に存じます。もし私でよろしいというのであれば、よろしくお願いいたします。

(事務局)

次に副委員長の選任を行いたいと思います。いかがでしょうか。推薦をお願いいたします。

(委員)

副委員長に金子委員を推薦したいと思います。

(異議なしとの声)

(事務局)

それでは、金子委員よろしいでしょうか。

(委員)

よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、副委員長を金子委員にお願いいたします。

(司会)

それでは、田中委員長より一言ご挨拶をお願いいたします。

(委員長)

福岡市宿泊税に関する調査検討委員会の委員長を拝命いたしました。

私は、今まで大阪や京都の宿泊税の創設に関与させていただいた経緯があって、福岡市の検討委員の就任に繋がったと考えております。

一つは、やはり、それぞれの地域によって実情が随分と違うので、地域の実情に合わせる形で宿泊税を作ることが重要だと考えています。そのうえで、十分な検討や議論を経たうえで、制度として作るということになるのであれば、それが良いのではないかと考えております。

もう一つは、検討委員会と言われているように、自由闊達に色々な意見や、考え方、方向性の違いも踏まえて、色々な疑問や、懸案等を含めて、率直に意見を紹介することが委員会を作っていくうえで非常に重要ではないかと考えております。そういった意味で、文字通り

自由に議論していただいて、色んな意見を頂戴できればと考えております。以上でございます。

(司会)

それでは、これより次第の議題審議に移ります。田中委員長、これ以降の議事進行をよろしくお願いいたします。

(4) 議題審議

(委員長)

それでは、議題審議の前に、山下委員にご意見をいただきたいと思います。山下委員よろしくお願いいたします。

(委員)

改めまして、JTB総合研究所の山下と申します。私自身が、今は東京にいますけれども、長く福岡にも、九州にもおりましたので、福岡市並びに九州における観光の現状を気にして見ているところでございます。

福岡におかれましては、今年はアジア太平洋サミット、来年はラグビーワールドカップ、20年には東京オリパラもありますし、また21年には世界水泳と、ここ3、4年にかけて、日本全体、特に福岡が世界から注目される時期であろうと認識しております。外国人旅行者に関しては、ご承知の通り、今年おそらく3,000万人の大台に乗るだろうと言われておりますが、かなり増えている背景の中に、やはり全国各地の地方都市に外国人旅行者が周遊しているということが言えると思います。そういう意味で、福岡にとっても、ますますのチャンスがあると思いますので、その準備を行うことが一番大事になると思ってます。観光という捉え方も幅広くありますけれども、レジャー観光の人達だけではなく、国際会議の参加や、スポーツ観戦であるとか、学びに来る、そんな色んな方々が集う都市ということで、福岡は重要な位置づけにあると認識しております。福岡市が世界とつながって、東アジアにおけるビジネス並びにツーリズムのハブとして、今後も発展していく必要があると思います。福岡は、観光においての九州全体の大事な拠点ということもありますので、福岡市だけの発展ということではなく、九州各都市又は離島の交通のハブ施設というところもあるため、そういう意味でオール九州のために、どのように発展していくかという観点が極めて重要であると思っています。

それから、大事な要素として、来訪者や観光客だけの受け入れづくりをするということだけではなく、観光立国の理念の中に、「住んでよし、訪れてよし」と言われてきておりますが、文字通り、住んでいる人たちにとってもいかに快適なまちづくりができるかということが、観光施策におけるとても重要なテーマとなる訳であります。日本人、外国人、お年寄りから子ども、また、障がい者の方に至るまで、あらゆる人たちにとって住みやすい、訪れやすい

まち、アクセシブルツーリズムという言葉が国際的にも言われておりますが、アクセシブルツーリズムをどのように推進するかについても、これからの福岡のテーマになるだろうと思います。

宿泊税に関してですが、東京都や大阪府、京都市など国内事例や、また、その財源をどのように使っているのかなど、海外の先進事例がありますので、その辺もしっかりと研究して、福岡市の地域の実情に合った形で検討していくということが大事だろうと思います。私にはこの時間しかありませんので、今回は、宿泊税ということに関しての使い方であるとか、他の国内の先進的な事例がどうなっているかなど少しコメントいたします。

今の福岡市の施策に関しては、やるべきことをやっておられると思います。ただ、限られた財源ということもありまして、どうしても一つ一つの施策が薄く広くなりがちになるというところもあるだろうと思います。新たに財源ができることになれば、より一層やっていかなければいけないこととしては、やはり福岡市は、今、MICE都市として非常に全国的に発展していますけれども、国際会議の誘致に関しては、より一層強化が必要でありまして、安定的な財源がなければ国際競争に勝てないということになります。毎年的一般財源の中で予算がつくか分からないという不安定な状況では、数年先の大きな国際会議の誘致競争に勝てないということになります。このようなところは、これから考えていく必要があると思います。また、市内のWi-Fiなどの通信環境の整備についても、進んではいますが、もっともっと全域的に拡充しなければいけませんし、国際的な決済のシステムについても、中国や東南アジアなどは日本とは違う決済のシステムが進んでいますので、そういったところに飲食店やショッピング店が対応できるべく、支援の検討を考える必要があります。各種の案内標識の多言語化などもしっかりとやっていかなければなりません。

やはり、国際的にどんどん福岡の都市のPRも必要になりますので、プロモーションもより一層強化をしなければならぬ。これはアジアだけではなく、今後、欧米等に対して、より一層のプロモーションをかけていくということも必要になります。そして、受け入れのためには魅力的な街を作っていかなければいけませんので、やはり景観整備も必要な要素になります。外国人観光客が魅力を感じるように、そういった景観づくりなどにも予算が必要となってきます。

東京都や大阪府の統計など、他の事例を少し見ると、先ほど申し上げたことについては、しっかり宿泊税を使うという形で予算がつけられていると思います。東京都では特に、MICEを各エリアごとに強化策を打ち出しており、ビジネスイベント地区として、各地区のDMO（※）やコンベンションビューローに対して、体制づくりなどをしっかりと支援しています。それから危機管理ということについては、特に東京都あたりは震災の影響もありましたし、事業者に対して、外国人旅行者の安全確保のための災害初動対応マニュアルというものを作られておりまして、そういったものを事業者に啓蒙して、職員だけではなく、観光客に対しても、初動対応をできるよう強化しております。

さきほど、アクセシブルツーリズムの話をしてきましたが、より一層多くの方々に滞在し、観光していただくために、アクセシブルツーリズムの推進相談員の派遣事業というのがあります。事業者にもそういった相談をできるような体制を作り、アクセシブルツーリズムに対応す

るようなことをやっております。大阪は、観光収入額をどう上げるかというテーマで、ナイトエンターテインメントというものをかなり強化しており、大阪観光局、DMOを中心として、商店街や事業者に対して、夜の楽しみの拡大に向けた支援の強化等をしています。また、大阪では、デジタルマーケティングに力が入っているようで、旅行者の動向や、どのような口コミがSNS上で発信されているのかなど、観光コンテンツごとにしっかりと分析するなど、こういったところに安定的、継続的な予算を投入しています。そして、観光の実態を可視化することによって、皆さんに協力を仰ぐというようなことをしっかりできているのではないかと考えております。

あと、今日この後議論になると思いますが、どれぐらいの人たちに対して税金を課すのかということについては、特に民泊の問題があると思います。必ず話題になると思いますが、今、京都あたりは特に制限を設けることなく、広く民泊の方に対しても税金をかけています。そのかわりに、民泊対策をしっかりと予算をかけて、違法民泊の問題や地域住民に対するケアなど、その実態把握も含めて、宿泊税の財源を充てるのであれば、広く税金をかける必要があると思います。それが実態、宿泊者数の把握にもつながってきますので、そのような意味では、新しい制度になるのかなと考えております。

最後に、京都は修学旅行生に対しては、免税という形を取っておりますが、その都市の意思が反映されるところだと思います。どのような人から税金を取って、どのような人から税金を取らないということは、観光戦略がどうあるべきかというところに繋がってくると思いますが、京都の場合は、やはり全国からの修学旅行生が多いということで、修学旅行生は除くということになっておりますけれども、他の事例から考える私の印象としては、今の福岡の宿泊者数とか、宿泊単価の問題とかを総合的に考えると、基本的に全体から広く取っていただくということになるのかなと思います。長くなりましたが、私からは以上です。

(委員長)

具体的にさまざまな考え方を頂戴しました。今後の議論に十分に反映することができ、本当にありがたく思います。本日については、山下委員はここまでということになります。改めて御礼申し上げます。

①福岡市宿泊税に関する調査検討委員会の概要説明及び会議の公開について

(委員長)

それでは、次に議題審議（１）「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会の概要説明及び会議の公開について」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料１，２について説明

(委員長)

資料1及び2について説明がありましたが、委員のみなさまいかがでしょうか。それではもう一度、確認ではありますが、本検討委員会において、原則公開するというところでよろしいですか。

(異議なしの声)

(委員長)

それでは、そのような取り扱いとさせていただきます。

②福岡市観光振興条例及び検討経緯について

(委員長)

次に、議題審議(2)「福岡市観光振興条例及び検討経緯について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料3～6について説明

(委員長)

9月に成立した福岡市観光振興条例の一連の経緯と考え方について、今ご説明をいただきましたが、条例制定の背後にある考え方と考慮事項について詳細に説明を頂戴しました。これからの検討というのは、これに関するご意見あるいはご確認を頂戴したいと思いますが、おそらくこの議論はこの後に続く福岡市の観光振興の現状をどう見るのかという現状認識の議論と密接に関係してきますので、福岡市の観光でこういうものが今後の課題であるとか、あるいはこういうものが、もう少し足りないのではないかといった話については、この次の3番目の議題「福岡市の観光振興の現状について」において、集中的にある程度の時間を取って、宿泊税を何のためにどのようなことに使うのかということなどを、この次の論点でお話願えればと思います。そういう意味で言いますと、先ほど事務局から説明いただいた資料3から6については、確認や考え方の特徴なりのご意見、ご感想があれば頂戴したいと思います。

(委員)

現状をみなさんよく把握されてますので、1点だけですが、資料を読んでまさにそのとおりですね。リゾートや温泉地などでは、ホテルの中や旅館で楽しむということが多いんですけど、福岡市では、都市で買い物や、食事、観光をしている。その場合は、市民生活とのバランスから、市民と観光客との共存する部分があるので、市民の方はやっぱり観光客に譲っているところもあると思います。そういうところでは、観光振興条例の意義があるかなと思

います。

(委員)

検討の背景の中で出てきますが、様々な波及効果があると経済活性化につながると宿泊事業者としては実感しているところであります。観光においでになった方々は、宿泊だけでなく、お土産であったり、飲食であったり、交通であったり、色んな所にお金を使っています。それから、日常生活とはちょっと違った部分にお金を落とされるというところで、非常に経済の活性化につながるのではないかということは、まさに実感するところです。

(委員長)

ありがとうございました。

私の印象で申し上げますと、宿泊税条例の作り方というのは、それぞれの市や県も含めて、地方団体のいろいろな考え方等があって結構だと思っっているのですが、福岡市観光振興条例の特徴の一つとしては、事務局からご説明いただきましたように、観光の定義の範囲が相当広いことです。観光は、単に風景を見るとか、おいしいものを食べるとか、そういったことのみならず、ビジネスや様々な会議や研修の場としての福岡の特性を十分反映しようとしていることが、福岡市の考えていることの特徴の一つかなと思います。

二つ目の特徴としては、福岡市観光振興条例の第2条第7項で明示されているように、「福岡市が九州の玄関口としての役割を果たす」とあり、後程説明があると思いますが、すでに実施している取組みがある上で、こういった位置づけをされているんだろうと思います。別に、私はおべんちゃらを言うわけではありませんが、今日、福岡市役所の一階に着いてびっくりしたのが、九州の各県のパンフレット等が相当広い範囲で置かれており、もっとびっくりしたのが、国連の教育が受けられない人たちへ対する支援とか、随分と大きな構えを持っておられる市だなと思いました。こういった意味では、やはり九州の中での立地だとか、今まで果たしてきた役割や実績を考えた上で、このような条例の案文に反映されているのかなという印象があります。

三つ目は、このすぐ後の項にある市民生活との調和という部分です。私は、これを見たときに、先般の京都市が宿泊税を導入するときに、京都市の委員会の標題である「住みたい、訪れたいまちづくりに係る財源の在り方」という発想につながりました。訪問者と住んでいる人が満足できるような施策を作っていこうということを明示していることは、この条例の明確な意識、特徴であると思います。

四つ目は、福岡市はM I C Eが重点になるということで、条文にM I C Eについてははっきりと書いていることです。市が何を重点にするかということをはっきりと明示している印象を持ちました。

最後になりますが、この条例の作り方は興味深いです。これまでの各市は、「宿泊税条例」を作っています。観光振興をするかしないかは、それはそれで条例を作っておいて、それとは別に、財源をどうするかというところで宿泊税条例を作っています。それについて、5年後に見直しましょうという組み立てをするんですが、今の福岡市の組み立てというのは、何

をするのかという目的をはっきりとさせて、それを達成するための手段として、こうしましょうとしています。目的と手段をかなり強く意識しながら、制度設計をされているので、今まで例がないというか、少なくとも私は存じ上げません。色んな地域で、色んな決め方、考え方がありますし、補足資料で紹介されたような考慮事項として、税以外の方法はないということも含めて色々検討していただいた上で、観光振興条例を作ったのではないかという印象を持ちます。そういう点で、それなりの十分な検討を経たうえで、9月の観光振興条例が作られているという印象を持っています。

③福岡市の観光振興の現状について

(委員長)

続きまして、議題審議(3)「福岡市の観光振興の現状について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料7について説明

(委員長)

今の説明を受けて、意見がありましたらいただきたいと思います。

資料7の15から16ページに書いていますように、宿泊税を導入した場合の使い道を検討していく中で、この五つの柱に沿って、平成30年度までに福岡市がどういう取組みをして来たのか、そして、宿泊税が導入された以降は、新たにどのような事業等を追加したり改善したりするのかを整理していただいています。さらに、福岡県や福岡市のいろんな取組みについてもご紹介いただいているわけですが、要するに、この福岡市にもっとも適合する事業は何なのかという点で、委員の先生方の経験や考えを伺いたいと思います。

(委員)

MICEのところなんですけど、確かに福岡市の特徴として、MICEが非常に大きいと思っています。福岡市はおかげさまで、グローバルの戦略としてのMICEにつきまして、最初から国に選ばれてやっていますが、最近は他の都市が追いついて来ています。福岡市としては、街をあげてMICEをやっていくということで、いろんなコンペティションで他の都市と差別化するために、我々がいち早くユニークベニューというのを開発して、いろんな特区も活用していますが、どんどんほかの都市も同じように開発し出してきており、ますます競争が激しくなっています。ユニークベニューの開発は、結構お金がかかるんです。MICEの強力な一つの競争のツールとして、そういうところに対して、もう少し予算が必要ではないかと感じます。

それから、それだけみなさんMICEを頑張っているのも、より雇用を活性化して人材を組み入れることが必要です。これは国内に関わらず、国外、特にアジアが凄いです。国や地

域をあげて行っており、例えば、台湾全体が頑張っている状況になっています。

アジアでも非常に厳しい状況の中で、やはり福岡としてのMICEは、単なるホテルや会場など箱モノを貸しましたということだけでなく、地域の企業と人との交わりによって、ビジネスチャンスイノベーションを作っていくためにも非常に大事です。MICEは、単なるイベントをとってくるということだけではなく、地域産業との経済的関わりという意味で、非常に大事にし、スタッフの強化を含めて力を入れたいと思います。

広域という点でいいますと、コンベンションビューロー自体が、県内の主な自治体、いわゆる観光に対して一生懸命になっている自治体や、いろんな観光施設からプロモーションの協力依頼がきて、一緒に国内外にアピールしています。MICEに関しては、一応、九州でもリーダー的な都市ですので、我々としては、宮崎、鹿児島、大分、熊本、長崎、みなさんと一緒にMICEを勉強してもらいます。例えば、MICEの活動を我々がリードして、人を呼んで、来てもらいます。それこそ、我々が提唱して九州のためにも一緒にやっていますので、そういった意味では県に留まらず九州全体のポイントポイントで連携しながら、毎年やっているという現状がございます。

それからよく言われることですが、福岡市はCity Wi-Fiを展開しています。さらに今、ほとんどの人がWi-Fiを活用しています。特に韓国の方とかですね。Wi-Fi環境のさらに拡充、強化が非常大事だと思います。こういうところに宿泊税を充てていただければと思います。

(委員)

MICEの振興ということで、宿泊事業者としては非常に恩恵を受けている部分であります。受け入れ環境整備ですが、さきほどの資料5の中の「市が実施すべき施策の方向性」について、二点お話をしたいと思います。

MICEの件数が伸びていることもさることながら、大型の客船が増えているというのは、非常に効果が高いところです。来年度のG20の財務大臣、中央銀行総裁会議や、ラグビーワールドカップ、世界水泳、それから少し遡りますけど、2年前にライオンズクラブの世界大会が福岡市で開催されました。これについては、我々も過去に受け入れたことがないほど多くの約3万6千人のお客様を受け入れました。これだけの規模の海外の方々を受け入れたのは、確か初めてだったと思います。これまで、インバウンドで来ていただいたのは、中国、韓国の方が多かったのですが、それに対応するために、ホテルとしては、中国の方、韓国の方をスタッフとして迎え入れるなどしていたんですけど、ライオンズクラブの時にはいろんな国の方がお見えになったので、それに向けて、自動翻訳機で多言語のシステムを導入するホテルもありました。Wi-Fi環境など、外国のお客様を受け入れるために、ホテルとしてやるべきことを急ピッチに進めていく良いきっかけになったのではないかと思います。

受け入れ環境整備としていろいろありますけど、国庫補助金で、外国のお客様を受け入れるときに、バリアフリー化やWi-Fi整備やトイレの洋式化など、かなりの数、毎年まとめて補助を受けていただくようなことをやってきたわけですが、だんだんと補助の額が、当初50%だったのが、30%に、少しずつ減少してきているという点では、今回の宿泊税が導

入されれば、そういう形で補助していただくと、福岡市を訪れるお客様にとって非常に便利になるのではないと考えます。

(委員長)

事務局にお願いしたいことがございます。資料7の15, 16ページの主な施策ですが、いろんなことを考えていくうえで、意味のある資料だと感じますが、一つは、一体どのような事業を進めて行ったら良いのかという優先度がなかなか決めにくい気がします。最終的には、議会で決めてもらう以外にないですけども、その前に、少なくとも事務局レベルから見て、優先順位からこれくらいの重要性があるということを考えながら、可能であれば、事業のある程度の優先順位や絞込みを検討してもらうというのも、ひとつの方法と考えています。

もう一点は、金額で数量化していただいたほうがよいです。要するに、例えば平成30年度までに、全ての事業がこの5つの課題に集約できるかといったら、そうでないこともあると思います。仮に、今までの予算や実績規模でこうであったと、また、それに対して、仮に宿泊税で事業を行うことを考えた場合、それはどれくらいの規模になるのか。そんなに簡単に言えるわけではありませんが、少なくとも事業サイドから見ると、「これはどうしても重要な優先度が大きい」、「この部分についても、この金額はどうしても上乘せしたい」ということも含めて、できれば、ある程度数値化したものを入れて考える材料を少し用意していただければいいのかなと思います。そうすると随分と議論が進むのではないかと考えます。

そして、これも地方団体で決めてもらったらいいと思うのですが、例えば、宿泊税の使い方の問題です。先ほど、委員からお話がありましたが、今まであった一定の補助金が減少されているからその部分を補助したいという使い方が、考えとしてはあり得るわけです。ところが、私が今まで宿泊税導入の検討委員を経験したところで言えば、大阪府の組み立ては、今まで既存の事業は置いておいて、新たに発生した行政需要に対して、今すぐに行政が対応しなければならない緊急度の高いものに宿泊税を充てることを優先すべきではないかというものです。こういう考え方もあり得る。私は、選択だと思います。緊急度、優先度の大きいものに充てるというふうに考えるのか、あるいは、トータルで考えるのか。つまり、市民と訪問客の調和のある発展という点からするならば、場合によっては、今の補助金が減らされた分に対する補充ということが当然にあり得ます。そのあたりは、少し見解が分かれるかもしれませんが、最終判断は議会等で判断していただく以外ないと思いますけども、少しその点も、この委員会でどう考えるのかを含めて整理ができれば、議論しやすくなるのかなと思います。ただ、私が言うのは簡単だが、数量化というのは、実はそう簡単ではないというのは承知のうえで申し上げます。現時点で事務局で何か考えがあれば少しお話をいただきたいと考えます。

(事務局)

委員長のご質問も含めて、御三方のご意見に対して事務局からコメント差し上げます。

まず、ユニークベニューという言葉について少し解説させていただきます。MICEは、通常の会議室やホテル等で開催されますが、ほとんどが懇親会とセットになっております。

会議が終わると、懇親会場に移るということですが、通常のホテルだけではなくて、各地域らしさがあるものが使われます。例えば、美術館や博物館、福岡市なら商店街を会場にすることもやっております。そういうことをユニークベニューと言いますが、これは会議決定にあたって重要な要因になってきています。このユニークベニューについては、まさしく福岡市の強みでございますが、委員がおっしゃるような競争力の低下等もありますので、ここは他都市の取組みのみならず、むしろ海外の事例のほうがもっと大胆にやっているところもありますので、そういう事例も整理して参りたいと考えております。

それから、Wi-Fiを含め、テクノロジーの発展が急速でございますので、いろんな最新のテクノロジーを使った形の情報収集だったり、あるいはプロモーションだったり、Wi-Fiの環境も含めて、非常に進展がございます。AIの活用については、福岡市は本年度から活用を始めて参りますけど、そういった観点で観光客が快適に過ごせるような、観光客のニーズにあった形にきちんと対応できるような内容の整理が今後必要ではないかと考えております。

それから、委員のご発言にありましたライオンズクラブですけれども、これは、過去福岡市が経験した会議系のコンベンションとしては過去最大でございましたし、また、国内においても最大のものでございました。このとき、いろんなホテル、店舗、交通機関等と連携して、それぞれができることを一緒に考えて展開していきました。特に、外国人の対応力を向上させるという観点において実施いたしました。そのコンベンションがあったときは、一過性の取組みとしてあるかもしれませんが、いろんなことを実施し、予算もそのときには付きますが、そのコンベンションが無くなってしまうと、その予算はいったん無くなり、それは、民間であつたりとかいうものの自主的な取組みに期待していくという点が非常に多かったと思います。やはり、一回での取組みが継続するということは困難さを伴いますので、その面においては、継続的に数年間に渡って拡充すること、あるいは、しっかり取り組んでいくことが必要です。新規ではないけれども、その継続性に意味があると思います。また、国庫補助金の減少とか外部的な予算の環境も変わって参りますので、そういったところに優先度があれば、その対応を考えないといけないと思います。

最後に委員長のご指摘でございますが、金額で数量化のところにつきましては、できるだけそのような形で、検討させていただきたいと思います。実際にどの事業を充当するかという点につきましては、また違った意思決定であつたり、そういうプロセスもございますが、宿泊税の充当の妥当性を検討するにあたっては、全体のメニューをいったん出して、その中でいろんな観点での分類、先ほどの継続性の重要性の分類であつたり、あるいは新規としての必要性であつたりとか、いろんな観点の整理があろうかと思っておりますので、そこは、少し事務局の方で整理させていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

④福岡市の民泊の現状について

(委員長)

それでは、「福岡市の民泊の現状について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料8について説明

(委員長)

事務局から福岡市の民泊の現状に関して説明がありましたが、適切な民泊のあり方や、宿泊税との関連で、今どのような関係があるかということも併せて問題になるかと思うので、税のあり様そのものについての議論は、さらにこの次の問題になりますので、さしあたりは、今説明がありました福岡市の民泊の現状に関して、ご質問やご意見はありますか。

(委員)

違法民泊の対応に関しまして、見つけた場合には官公庁に対する削除要請で対応することですが、他都市の場合はどのように対応しているかご存知ですか。現状でわかれば教えてください。

(事務局)

他都市も福岡市と同じく民泊仲介サイトに掲載されている違法民泊の削除要請をしています。福岡市では職員が、サイト上のいわゆる偽物の登録番号や怪しい番号を毎日チェックしていますが、違法施設を発見した場合には削除要請をしています。あるいは、市民から民泊に関する苦情があった場合には、必ず現場に行っています。現地調査を行い、許可施設なのか、住宅宿泊事業法の届出施設なのか、あるいは違法施設なのかを見極めたうえで、違法施設の営業者に対しては、「届出も許可もとられていませんよね。民泊事業をやめるのか、届け出るのか、許可をとるのかいずれかを選択しなさい。」というところは指導させていただいています。

(委員)

民泊のことですが、今はアジアとかでは、4人や5人など大家族で泊まりたいが、ホテルには大部屋が少なく、部屋を分けなければならないということがあって、一緒に泊まることができる場所はないのかという問い合わせがあったりするんですが、適法な民泊であれば、そういった国々の方のいろんなニーズに対応できます。

もう一つの考え方としては、福岡市の旅として、暮らすように都市を楽しむことです。福岡市は昔からアジア太平洋こども会議なども行っており、数十年も前から、アジア太平洋の子どもがホームステイを行っています。だからホームステイに非常に馴染みのある家庭が多いこともあります。例えば、そういう文化体験の一環として、顔が見えるホームステイ型の民泊として、一緒に買い物に行って、一緒に晩御飯を作るなど体験型も考えられます。

もしくは、地域で暮らすように民泊を行うことです。今、箱崎でゲストハウスを作っている人がいます。箱崎の商店街も九大移転などがあって、今後どうなるのかという心配の声がありますが、商店街の方たちが一体化して、商店街近辺で適法な民泊を行うことが今からは

いいのではないのでしょうか。なかなかそういうところにはホテルはできにくいですからね。そういうところに泊まって、その地域で暮らすように民泊を行うことは、いわゆるホテルとの差別化という意味でも面白いのではないかと思います。

(委員長)

私は、この地域の民泊がどちらを向いているかは全く存じませんでこの点に関してはよくわかりませんが、ただ、民泊の事業としての適正な在り方という話と、宿泊税との関連は直ちに直結はしないとしても、それぞれの課題があって、適正な民泊事業の推進としての施策と一にする形で宿泊税も併せて考えることが、あるべき一つの姿ではないかと考えます。そういった意味では、民泊のあり様について、宿泊税という「税」の観点からも、どのように考えたら良いのかということです。結論としましては、後からも考えることになりますが、どうしても民泊はホテルと比べて宿泊料金がそんなに高くないので、ではどうするのかという話になってくると思います。つまり、制度あるいはその事業そのもののあり様の両面において、問題になってくると思われます。その両面をにらみながら今後も議論をしていく必要があります。

⑤宿泊税の課税要件について

(委員長)

次に、議題審議（５）「宿泊税の課税要件の検討について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料９について説明

(委員長)

今、宿泊税について、他の自治体の例を踏まえて考慮すべき論点についてご説明がありましたが、今日は１回目の委員会ということもありますので、いろんなご質問やご意見をなんなりといただければと思います。強いて触れていただきたい点を言うとなると、免税点を設けるか設けないかというぐらいの点については、どうお考えになられているか、少しご意見として頂戴できればと思います。あとは、今の説明を含めて、不明点、ご意見や感想等でも結構ですのでいかがでしょうか。

(委員)

私どもの実施している勉強会の中で出てきた会員の意見について紹介させていただきたいと思います。

まず宿泊税の使途につきましては、これまで宿泊事業者がお客様確保に向けて努力を行ってきたわけですが、宿泊客が一番快適に滞在できる環境づくりに活用していただき、事業者と宿泊客が納得できる使い方が望ましいと思いました。

それから、先ほど申しましたM I C Eが非常に伸びてきていることについては、宿泊事業者も実感しておりますので、さらなるM I C Eの振興に使われるべきではないかという意見がありました。

中身につきましては、会計のシステムを変えなくてはいけないということで、その負担が大きくなるかと思われますけども、ホテル、旅館者向けの補助制度があるとありがたいという意見が出ています。

税額につきましては、東京、大阪のような宿泊客に負担とならないような額だといいいのではないかと思います。あまり高額になって、宿泊客が福岡を敬遠されると困るなと感じます。京都とは、海外からの知名度も違いますので。

また、経理事務の負担が増えることを想定していますので、事務手続きがシンプルな制度設計になるとありがたいです。あまり税額に刻みがないシンプルな制度として、均一にすることが一番よろしいのではないかと。

また、民泊も含めて公平に課税していただければいいのかなと思います。一番は、お客様にわかりやすく説明できようにすることが大事なことだと思います。

(委員)

私も大体同じような意見になりますけど、行政サービスを受けて、街を楽しく使うことからすると、あまり高く税金をかけないというのがいいのかなと思います。高額すぎると、競争力の視点とか、宿泊料金のボリュームゾーンが1万円以下ですので、検討が必要ではないかと思っています。

また、福岡に修学旅行生が3万人強くらい来ています。そこもどう考えるかということです。子どもたちに将来福岡県に来てもらって、また次の観光客になってもらうということを考えると、修学旅行生に税金をかけるかどうかについても、すぐに結論は出ませんが、検討すべき点と考えます。

(委員長)

そのほか、事務局の説明に加えて、全体を通して考慮すべき点や論点として触れられていない点など、気になる点などありましたら、最後にお話しいただければと思います。

(委員)

一点目は、我々は、観光コンテンツといいますか、観光の魅力づくりに注力しているのですが、京都や東京を見ておもしろいのは、食というものがあります。私は、福岡の食というものは、一つの大きなキラコンコンテンツだと思いますし、かつ、都市型観光という点からすれば、ナイトタイムをどうするかということも考える必要があります。そういう点については、我々もトライアルをしていますけど、お金や市民の協力も必要ですし、非常に大事な分野だと感じています。

二点目は、福岡市の強みであるM I C Eの強化です。国内外を問わず、他都市が伸びてきています。知名度から見てもM I C Eは大事ですので、M I C Eの強化や差別化など、ユニ

ークベニューの実施に力を入れていただきたいと思います。

三点目はアクセシブルです。いろんな意味で、交通だけじゃなく、ストレスレスであることが非常に大事になります。福岡市は、スタートアップなど、どんどん新しいベンチャーをやっていますので、そういう人たちをどう使っていくのかということです。よりストレスの街にするために、A I の駆使や実証、W i - F i など、そういうところにお金を使っていったらいいと思います。

また、広域でやっていくことが、私は大事だと思っています。福岡プラス九州という非常に魅力的なアイランドをどうするのかということが重要です。都市機能と自然など、いろんな意味で九州をどうするのかということですが、福岡はそういった意味では、圧倒的に国際線が多いランディングの都市なので、九州のショールームとして、福岡に九州の情報を集約し、情報を与えて、さらに楽しんでいただけるような役割を果たすということです。そういったところの強化が非常に大事なのではないかと思います。

(委員)

せっかく田中先生がお見えになっていらっしゃいますので、10月からはじまる京都市についてお尋ねいたします。宿泊税導入を決定する過程において、宿泊事業者などに説明会を重ねてきたと聞いております。お客様に一番近い宿泊事業者からの意見を集約するような過程があったのかどうか伺います。また、お客様と一番の接点なので、宿泊事業者に対してアンケートを実施しても面白いのではないかと思うわけであります。京都の事例で何かご教示いただければと思います。

(委員長)

正確に覚えていないところがありますが、私の過去の経験で言うと、少なくとも、関係団体の長にお越しいただいて、パブリックヒアリングという形でどう考えているかご意見を頂戴しました。京都市の場合では、旅館、ホテル等の関係の方が「京都の宿泊税については協力させてもらおう。でも、ちゃんと民泊にも課税してくださいね」とおっしゃっていたことが印象に残っています。というのも、京都市は、民泊が占める割合と、ホテル、旅館等が占める割合を比べると、民泊が占める割合が数だけだと半数を超えるほどに多いという説明を受けた気がします。そうすると、やはり数だけから見ると、少数者の旅館、ホテルだけに対して課税するということは、やはり具合が悪くなります。委員からご紹介いただいたように、旅館、ホテルの業界がどのように考えているか意見の集約をして発表したというプロセスをとったように聞いております。もし特別徴収義務を宿泊事業者にお願いするのであれば、できるだけ負担を少なくするにはどうしたらいいのか、ご意見やご意向をお聞きするのはやはり当然であるように私は考えます。

(5) 閉会のことば

(委員長)

他にご意見がないようですので，とりあえず第1回をこれで終了させていただきたいと思います。最初の貴重なご意見を頂戴しまして，ありがとうございました。

それでは事務局にお返しします。

(事務局)

次回の第2回の調査検討委員会につきましては，11月頃を予定しております。日程が決定しましたら，後日連絡いたしますので，どうぞよろしくお願いします。

【以上】